(7)　令和六年度市場公募都市に係るもの	
(イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
［(1)～(19)　略］	
(20)　令和六年度減収補塡債	
ア　令和六年度市場公募都市に係るもの	
イ　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
(1)　平成十三年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十三年度財源対策債」という。）義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
［(2)　略］	
(3)　平成十五年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十五年度財源対策債」という。）義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
(4)　平成十六年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十六年度財源対策債」という。）義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
［(5)～(23)　略］	
(24)　令和六年度財源対策債	
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	
(7)　令和六年度市場公募都市に係るもの	

(7)　令和六年度市場公募都市に係るもの	
(イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
［(1)～(19)　略］	
(20)　令和六年度減収補塡債	
ア　令和六年度市場公募都市に係るもの	
イ　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
(1)　平成十三年度財源対策債	
義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
［(2)　同上］	
(3)　平成十五年度財源対策債	
義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
(4)　平成十六年度財源対策債	
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの	
［(5)～(23)　同上］	
［新設］	

［(1)～(19)　略］
［新設］